

10 地方創生総合戦略・行財政改革特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2015年12月18日

Q．柳下委員

- 1 マイナンバーについて、情報漏えい等が大きな問題となっているが、どのような対策を行うのか。
- 2 認知症など制度を理解できない人、DV被害者、施設入所者など通知カード受け取ることができない方への対策はどのように講じているのか。
- 3 マイナンバー制度では、性別に丸を付けることとなるが、性同一性障害の方に対してどのように配慮しているのか。また、マイナンバーカードには点字がないが、視覚障害者などマイナンバーを記入できない方に対して、どのように配慮しているのか。
- 4 オープンデータの活用事例として、スマートフォンでバスの発着情報を提供することだが、高齢者にはスマートフォンを持っていない方も多い。この点についてどう考えるのか。また、バスの発着データや「バスまちスポット」は具体的にどのように情報提供されるのか。さらに、バス会社が情報発信することだが、県民にどのように発信されるのか。

A．情報システム課長

- 1 マイナンバーを扱うシステムにおいては、データ通信の暗号化やネットワークのインターネットからの分離、USBメモリの使用禁止など、様々なセキュリティ対策を実施する。
- 2 様々な理由により、現住所で通知カードを受け取ることができない方々については、居所を登録していただくことにより、居所において受け取ることができる仕組みが用意されている。実際にこの仕組みを利用して通知

カードを受け取っている方々もいると聞いている。

- 3 性同一性障害の方への配慮として、今後、希望者に交付される個人番号カードには、性別やマイナンバーの記載箇所が隠れるようなケースが国から配布される予定である。視覚障害者についても、各市町村において配慮されるものと考えている。また、市町村等の窓口において、マイナンバーを記入できない場合に不利益となることがないように国から示されている。
- 4 スマートフォンを持っておらず携帯電話のみを持っている方は、携帯電話のQRコードの読取機能を用いて本システムを利用することができる。スマートフォンも携帯電話も持っていない方については、本システムから情報を得ることは難しいが、バス停から50m以内に「バスまちスポット」を、バス停から500m以内に「まち愛スポット」を設置する取り組みを行っている。これらの取り組み全体で、高齢者も含めた誰でも出歩きやすいまちの実現を目指していく。バス情報の提供はバス事業者と協力して取り組んでいるが、全ての路線では行われていないと聞いている。将来的にはなるべく多くの路線で実施していくべきであると考えている。

Q．柳下委員

- 1 マイナンバーを書かないことで、視覚障害者や認知症の方の不利益になるようなことはないのか、再度確認したい。
- 2 複数の医療機関で同じような投薬がされるなどの問題があると聞いている。投薬の状況を把握することはできるのか。

- 3 レセプトデータを分析することで簡単に糖尿病の重症化予防ができるものではないと思うがどうか。

A．情報システム課長

- 1 基本的には、申請の時にマイナンバーを記載することは、法的な義務となっている。しかしながら、様々な事情で書かない、書けないことで、不利益を受けるような扱いはしないことを国に確認している。

A．保健医療政策課政策幹

- 2 個々の医療機関が連携すれば投薬状況の把握が可能であるが、現状ではできていない。一例として、加須市等において埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム「とねっと」が運営されているが、参加医療機関同士であれば、患者の同意があれば、その患者の医療情報を共有することができる。なお、国において、将来的にマイナンバーを医療機関同士の連携に活用する検討がなされている。
- 3 糖尿病対策については、御指摘のとおり簡単ではないが、レセプトデータを分析し、糖尿病重症化の可能性があり、医療機関未受診者の方の状況は把握できる。実際に、平成26年度の一部速報であるが、受診勧奨を行ったことにより勧奨前に比べて医療機関受診者が倍増した。また、レセプトデータを活用し、かかり付け医と連携して生活習慣の改善が必要な方に生活指導の案内をしている。そのうち約30%の方から同意を得て1,345人の方から生活指導の申し込みがあり、指導を実施中である。